解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月二十五日開催の社員総会の決議及び平成二十七年九月三十日の埼玉県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

埼玉県入間郡毛呂山町岩井東一丁目一一番地五

医療法人みねぎしデンタルクリニック

清算人　峰岸　孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月三十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

京都府城陽市寺田水度坂一五番地の三三六

医療法人社団浅野耳鼻咽喉科医院

清算人　浅野　暉子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

熊本県八代市平山新町三〇四七番地

農事組合法人平山温室組合

清算人　杉山　英一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月三十日付東京都告示二十七都市整再第二百七十六号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

東京都荒川区東日暮里三丁目三三番一号細木事務所一階

三河島駅前南地区市街地再開発組合

代表清算人　多賀　康雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十月二十日付長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

長野県長野市鶴賀田町一五一四番地六

権堂Ｂ－１地区市街地再開発組合

代表清算人　市村　信幸

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

名古屋市中区錦三丁目八番七号

中部紙商厚生年金基金

代表清算人　小南　清隆

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年九月三十日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市上神田土地改良区

清算人代表　井上　達男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県みよし市福谷町小宮六番地五〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　一島　裕康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

愛知県豊田市西町六－五六コーポ松井ビル二階豊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　淳郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目三九番地、最後の住所仙台市青葉区花壇四番一五－一〇四号

被相続人　亡　岡田　昌昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

仙台市青葉区二日町一－二三アーバンネット勾当台ビル一〇階　官澤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　水穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市河辺松渕字街道北下段二六番地、最後の住所秋田市河辺松渕字川原田家ノ後八二番地四

被相続人　亡　大山　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

秋田市川尻総社町六番三号加藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町一丁目二三番地、最後の住所秋田県秋田市楢山佐竹町一番四四号

被相続人　亡　舛谷惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

秋田県秋田市山王六丁目九番一号　五晃ビル二階　山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東大井三丁目四番、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　梅北　末初

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

栃木県栃木市旭町一四番一六号梁島ビル二階　佐藤勝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北郡美郷町金沢西根字小町田三四番地、最後の住所群馬県館林市新栄町一八五五番地

被相続人　亡　髙橋　髙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二日

群馬県館林市本町二－二－一四　アドホック館林二Ｆ

相続財産管理人　弁護士　上野　俊夫

第66期決算公告

平成27年11月2日

名古屋市中区大須四丁目11番39号

株式会社 川本製作所

取締役社長　高津　悟

貸借対照表の要旨　（平成27年8月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債および純資産の部	
流動資産	32,452,006	流動負債	12,039,985
固定資産	9,757,721	固定負債	5,002,918
有形固定資産	6,729,405	負債合計	17,042,904
無形固定資産	302,831	株主資本	25,166,824
投資その他資産	2,725,484	資本金	330,000
		利益剰余金	24,836,824
		利益準備金	330,000
		その他利益剰余金	24,506,824
		（うち当期純利益）	（2,241,863）
		純資産合計	25,166,824
資産合計	42,209,728	負債・純資産合計	42,209,728